

調整力に関する系統容量の定義について

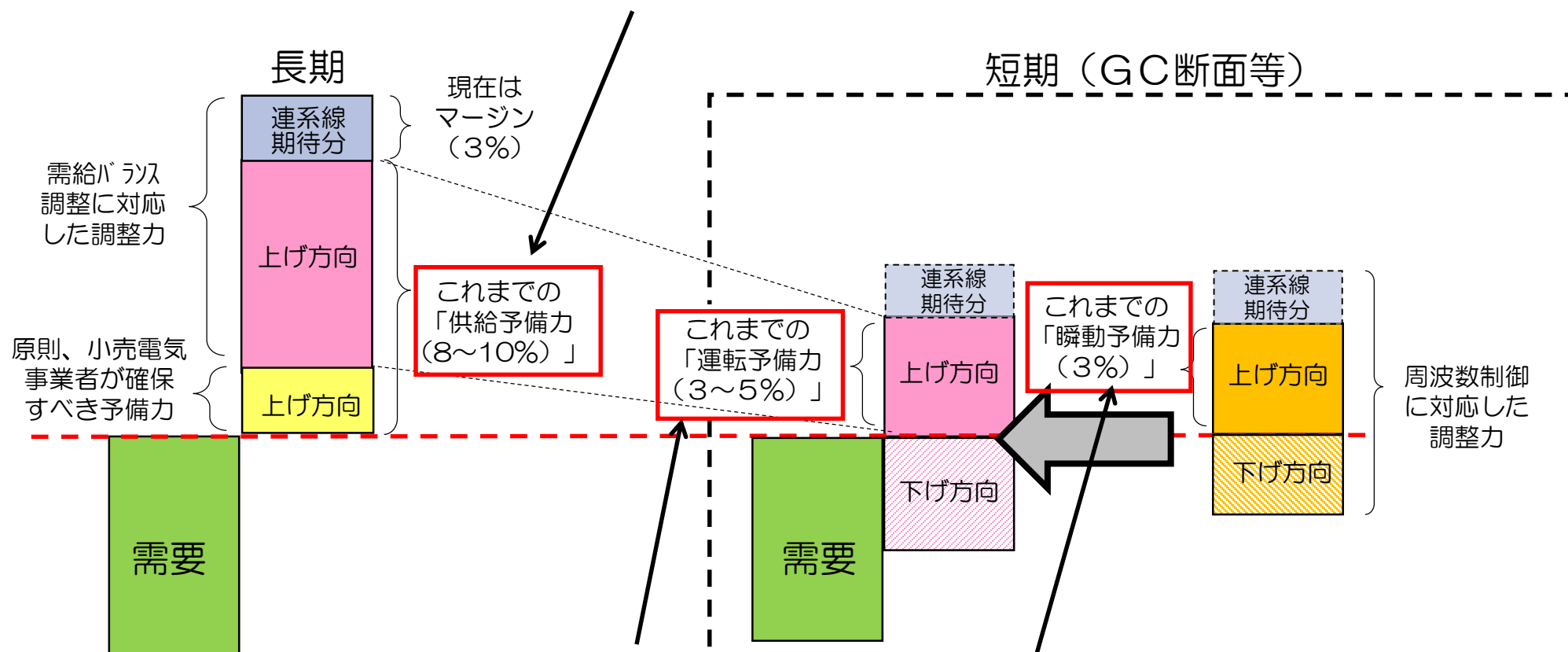
平成27年6月11日

調整力等に関する委員会 事務局

※第1回委員会資料5 P.8図にコメント追加

(1) 長期断面

これまでの「供給予備力」に係る系統容量



(2) 短期断面

これまでの「運転予備力」「瞬動予備力」に係る系統容量

調整力に関する系統容量の考え方

下表の「これまでの考え方」を現時点での定義とし、今後の検討や調査において、これと異なる考え方で「系統容量」等の用語を用いる場合は、それを明確化のうえ説明することとしたい。

一般送配電事業者が確保すべき調整力		一般電気事業者による調整力確保のこれまでの考え方	備 考
長期	需給バランス調整	供給予備力：系統容量の8～10% 「系統容量」は最大3日平均電力（送電端、1時間平均値） - なお、これには一般送配電事業者が確保すべき調整力と小売電気事業者が確保すべき予備力の両方が含まれている※1 ※1：第8回制度設計WG資料5-2 P.10	- 特異な要因（気象の影響など）による影響度合いを小さくするために最大3日平均電力を使用 - 昭和34年に、需給計画（現在の供給計画）の作成方式の検討が行われ、需給の本質をみるために有効かつ、万国共通の表現でもあることから、送電端数値で表現する（発電端は必要に応じ付記）※2こととなった。 ※2：「日本電力調査報告書における電力需要想定及び電力需給計画算定方式の解説」（日本電力調査委員会、H19.11） 〔今後の調査・検討事項〕 - 最大3日平均電力(送電端)を基準とすることの適切性 - 見込不足日数（0.3日／月）を基準とした算定手法の適切性 - 見込不足日数（0.3日／月）を基準とした供給予備力確保と、供給力不足による停電発生実績との関係 - 長期断面での調整力のスペックへの考慮 - 供給予備力とマージンとの関係 等

調整力に関する系統容量の考え方

一般送配電事業者が確保すべき調整力		一般電気事業者による調整力確保のこれまでの考え方	備 考
短期	需給バランス調整	<u>運転予備力：系統容量の3～5%</u> 「系統容量」は受給日の最大電力（発電端、1時間平均値） <u>瞬動予備力：系統容量の3%</u> 「系統容量」は1時間断面毎の電力（発電端、1時間平均値）	〔今後の調査・検討事項〕 - 発電受電端を採用している理由とその適切性 - 瞬動予備力・運転予備力の定義 - 瞬動予備力3%と運転予備力3～5%の根拠とその内訳（ガバナフリー、LFC等） - 運転予備力と瞬動予備力との関係※ - 調整力必要量を設定する断面 「瞬間的な電力の需要変動に対応するためには、最低でも3%の予備率を確保することが必要」とされていることと、運転予備力・瞬動予備力の確保量の関係 「運転予備力」「瞬動予備力」と、「需給バランス調整」「周波数制御」との関係 「瞬動予備力」「運転予備力」と、マージン、FCの緊急融通制御装置（EPPS）との関係 等 ※：中部電力では、運転予備力の確保にあたり、瞬動予備力を含めて確保している（資料3－1参照）が、他の事業者の確保の方法については確認が必要。
	周波数制御		

「発受電端電力」及び「送電端電力」算定イメージ

5

第2回委員会での議論を踏まえ修正
(他地域からの受電分を追加)

